

大田市告示 5 号

大田市農林水産業関係補助金交付要綱（平成 17 年大田市告示第 79 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 月 19 日

大田市長 楫野弘和

第 2 条第 2 項の表有害鳥獣被害対策事業費補助金の項を次のように改める。

有害鳥獣被害対策事業費補助金	農作物への被害を除去し農地の荒廃を防ぎ農業経営の安定を図る。	有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業 大田市鳥獣被害対策協議会に要する経費	10/10	大田市鳥獣被害対策協議会
----------------	--------------------------------	-----------------------------------------	-------	--------------

附 則

この告示は、令和 5 年 1 月 19 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。